

外来業者の放射線管理区域への入域方法

■■■本件の問い合わせ先■■■

放射線受付（放射線受付棟，内線：3500，外線：029-864-5496，E-mail：kek3500@ml.post.kek.jp）
営業時間：平日 8:30～12:00 及び 13:00～18:30

■■■手続きの流れ■■■

1. 放射線業務従事者登録

放射線業務従事者でなければ放射線管理区域に入域できません。

登録方法は、登録方法の解説ページを参照すること。

2. 放射線教育訓練

当該年度で最初に作業を行う場合は、放射線受付で本機構の**放射線安全教育を受ける**。

3. 作業計画書の作成

「放射線管理区域内作業計画・許可願（**様式 2 号**）」を作成する。

区域によっては、作業計画書に「一般安全に関する許可の署名」が必要なので注意してください。

4. 作業計画書の提出

様式 2 号を放射線受付に提出する。

放射線受付は、「**管理区域責任者の許可**」を取ります。

- ・ **時間に余裕をもって**様式 2 号を放射線受付に提出すること。
- ・ 事前に管理区域責任者と相談しておくことが望ましい。
- ・ **休日、夜間には管理区域責任者の許可は取ることができません**。

5. 作業責任者による注意

作業責任者は業者に必要な注意を行う。

放射線レベル等についての情報が必要な場合は、放射線受付に問い合わせる。

6. 線量計等の受け取り

該当区域の放射線監視員詰所で、線量計、ID カード等を受け取る。

7. 放射線管理区域内での作業

8. 借用したものの返却

放射線監視員詰所で借用したものを返却します。

返却は毎日行います。